（毎月5日20日発行）　（昭和30年12月5日発行）　市報あくね　（第81号）

市報あくね

発行所　阿久根市役所
発行人　阿久根市長
編集　調査課
TEL（代表）140

市税完納に一層の御協力を

納税強調月間　12月1日から12月26日まで

今月は一年の総決算の月として各家庭や商店でもそのしめくゝりに何かと御多忙のこととおもいます。そのためかつい忘れてはならない「市税」が滞つていないでしようか。あなたの市税は納まつていますかもう一度確めて下さい。もし納まつていない時は明日とは云はずすぐに納めましよう。

市税務課では12月1日から26日までを納税強調期間として納税思想の啓発をはかり滞納市税を一掃して戴くことになりました。御承知の通り地方自治団体の財政窮迫と危機が大きな問題となつていますが、幸いに本市は「市財政事情」に公表しました通り、合併後も引続き赤字を免れて健全財政が維持されています。これには納税に対する駐在員納税貯蓄組合を始め市民の皆様の御理解と御協力が大きな力となつているのでありまして、たゞ今納税成績は遂次向上しつゝありますが、尚過年度の滞納額だけでも数百万円に上つており誠に遺憾に堪えません。

市税は市総経費の約30％に当り、税収は市財政を左右し滞納は市政に直接大きな支障をきたします。

自分一人位の滞納では大きな市の財政にはたいして響かない等との考へをお持ちの方はないとは考へられますが、これは絶対に許さるべきでなく、又完全に義務を果された方々に対しても申訳ないことだと思います十一月末の納税成績は約八〇％であり決して良成績とは言へず、本市と人口、予算ともに同じ財政規模の大口市と比較した場合、はるかに低率を示していることはお互いに深く反省しなければなりません。

合併による新市政を健全により大きく発展させるためには、市民皆様の納税意慾によつて各人が応分の市税を完納していたゞくことであります。

滞納されている方には、いろいろ事情もありましようが、税金は延ばすほど納めにくくなりますので、一日も早く完納されて明るい新年を迎えられるよう御協力をお願いいたします。

12月　市税のこよみ

国民健康保険税（脇本地区）
固定資産税（第三期分）
＝指定納期12月20日＝
お忘れなく24日までには御納め下さい。

農委選挙人名簿の登録申請は済みましたか

市選挙管理委員会

毎年十二月一日現在により農業委員会委員選挙人名簿を作り替えます。

この選挙人名簿は左記に該当する方々の申請に基いて作成するものでありますので、申請書を提出しなければ選挙人名簿に登録されず選挙の当日投票が出来ないことは既に各種の選挙で御承知の通りであります。

申請の期日は十二月五日迄でしたが申請洩れの方がありましたら早目に市農業委員会に申請書を提出して下さい。

一、有資格者は

①阿久根市内に住居を有する者

②年令満二十年以上の者（昭和十一年三月六日までに生れたもの）

③一反歩以上の農地につき耕作の業務を営むもの及び同居の親族又はその配偶者で年間概ね六十日以上耕作に従事するもの

二、次の方は選挙権がありません

①禁治産者、禁こ以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

②農業委員会等に関する法律の定めるところにより行はれる選挙、投票による犯罪で禁こ以上の刑に処せられ執行猶予中のもの

この名簿は三十一年一月二十日より二月三日迄の十五日間、市役所内で縦覧に供します。

私達の人権は守られている

世界人権宣言七周年記念

「人権週間」　12月4日～10日

国際連合が世界人権宣言を採択したのは昭和二十三年であり本年は七周年目に当ります。この日を記念して毎年十二月十日を中心に「人権週間」を実施し、人権思想の啓蒙活動を全国的に行つています。

あなたの人権は守られていますか？

弱い者も強い者も人として生きる上には何の変りもないはずです。しかし知らず知らずのうちに相手の弱みにつけ込んで人権を踏みにじる人や、仕方がないと泣き寝入りしている人はありませんか。

種甘藷に"農林二号"を確保しましよう

甘藷の種類はいろいろあり各農家ではその用途によつて食用、工業用、飼料用などそれぞれの向を考へて品種の選択をされていることとは思はれるが、まだまだ適当な種類品種が作付されていないように見受けられます。

食用いものことはさておいて工業用、飼料用いもについて検討する時、地勢の問題、土壌の性質、甘藷苗床面積その他種々の条件によつて一概に決定づけられない問題もありますが、要は増収向で澱粉含有量の多い地勢土性に余り左右されない品種で、しかも業者が喜んで引取るようなものを選ばなければならない。

特に貿易関係が順調になり砂糖の輸入量がより多くなることを予想し、等級別買入れが益々やかましくなつてくれば尚更のことであります。

「農林二号」は市内全体に適し、しかも他の品種に比して多収であります。

一例を挙げますと昨年及び本年度の市主催の甘藷増収競作会における上位入賞の殆どをこの品種で占めております。

品質面（澱粉含有量）にしても源氏に次ぐものであり従つて販売も容易で且つ飼料向けにしても有利で、あらゆる点から推奨するに足る優良品種でありますが、たゞ育苗に当つて蔓伸びが源氏や護国等より悪いので苗床面積を幾分広く要すること、黒班病に対して他の品種よりやゝかゝり易いようですから、貯蔵に当つてはセレサン消毒をなし、又苗床には外畑等を利用することによつてこれ等の欠点は補はれるわけです。

要は少しでも農家の得になる農林二号の種いもを収穫期の今早目に手廻しし、上手に貯蔵しておくことであり床出しの時期になつてあわてないよう準備をすることが大切であります。

× ×

「リン.リン.リン」と3点信号で火災の電話通報は

迅速に場所をハツキリと

火災や非常事故が発生したら事の大小にかゝわらず隣近所の応援を求め、直ちに消防機関へ通報し被害を最少限に喰止めましよう

この場合電話を利用するのが一番迅速に行はれます。

電話連絡は「リン、リンリン」の三点信号で局を呼べば直ぐ交換手が出ますのではつきりと場所を確認してから「どこの前が火事」と簡単に分り易い目標を示してお知らせ下さい。

局では直ちにサイレンのある市消防団本部電話二三三番

脇本小学校　脇本四番

に同時通報することになつています。

徒らに火災信号を用いると処罰されます。

市役所内に移転した　市消防団本部

10月26日から市役所内公民館横に移転しました。（写真は新築の消防団本部及消防車庫、階上は市の会議室）

許可がいる"屋外広告物"

十一月一日から既存のものも手続を！

美観風致の維持と公衆に対する危害を防止するため十一月一日から屋外広告物の出し方について県条例により次のように規制されましたので御注意下さい。

尚屋外広告物条例施行の際（十一月一日）現に存する広告物で許可を受けなければならないものは十二月末日までに許可申請の手続きをとつて下さい。

㈠規制を受る屋外広告物はり紙、はり札、電柱広告、看板類、広告網、広告塔、アーチ類、アドバルン、ネオン、その他

㈡次の場所に広告物を出すときは知事の許可を受けて下さい。

1 各市及び知事が指定する町村

2 国有鉄道、南薩鉄道沿線附近

3 公園、運動場、遊園地及びこれらの附近

4 官公署、学校、図書館公民館その他公共建造物敷地内

5 その他知事が指定する地域又は場所

㈢次の場所に広告物を出してはなりません。

橋、街路樹、郵便ポスト記念碑、古墳、墓地等

㈣次の広告物は許可の必要はありません

1 選挙関係のポスター

2 公益上出すもの

3 慣例上知事が必要と認めるもの（冠婚葬祭、竣工式、神社の祭典等）

4 一時的又は仮設的なもの（一時的な立看板及びはり紙ポスター等で五日以内掲げるもの）

5 自己の店頭に掲げるもの（高さ二米以上の広告塔ネオンその他特殊なものを除く）

※2と3の場合は届け出ることになつています。

㈤その他

1、広告物を出すときはその形状、規模、色彩等について標準となる規準を決めてありますから、申請書を出すときは市土木課へお尋ね下さい。

2 禁止区域に広告物を出したり、許可を受けないで出したりすると取り除かなくてはなりません。その他条例で定めた事項に違反したり、不正の行為で手数料の徴収を免れたことが分つたら罰則があります。

以上は鹿児島県屋外広告物条例の概略でありまして阿久根の場合は阿久根市が県より委託されていますので、すべて市の土木建築課で取扱いますのでお知らせ致します。

海技従事者免状は五年毎に更新手続を

昭和二十六年十月十五日船舶職員法が改正され、海技免状の有効期間が以前は終生であつたのが五年毎に更新するようになり、有効期間満了前に更新試験手続をとらなければ現在もつている免状は無効となります更新期間中に手続をしなければ、新たに国家試験を受けなければなりませんから早目に手続をとつて下さい

有効期間

昭和二十六年十月十五日以後の新しい免状には有効期間が記載されてありますが、それ以前の免状は昭和二十六年十月十五日に同一の名称の資格で免許されたものとみなされますから、有効期間はその日から五年であり昭和三十一年十月十四日で満了となります。

免許更新申請期間

有効期間満了前一年以内から満了の日まで。

例えば昭和二十六年十月十五日に免許されたものは、昭和三十年十月十五日から昭和三十一年十月十四日までに更新手続をしなければなりません。

免許更新申請手続きの詳細については市商工水産課へお問合せ下さい。

「三笠支所」の業務内容について

脇本地区の皆様へ

三笠支所で取扱つている業務内容につきましては合併直後の市広報（5月5日付67号）でその概要をお知らせしましたが、合併して半歳を経ただけで業務範囲についてまだよくお分りでないために「〇〇は阿久根の市役所づい行かにやでけんどかいなあ」というようなお問合せの向が見受けられますので、次にその取扱内容を詳細に説明いたしますからよく御覧になつて不便な思いや無駄足をふまれないようにして下さい。

一、庶務係

（庶務）

1 文書の受付発送

2 本庁との連絡

3 生活保護申請のとりつぎ及び初診券の発行

4 軍人恩給、遺族補償に関する事項

（税務）

1 税の徴収

2 保険税の賦課徴収

3 各種市税に関する異議申請の取りつぎ

4 各種市税に関する諸証明の発行、

例えば資産及び公租公課不動産証明等

5 自転車、荷車に対する鑑札の交付

（会計）

税及び税外の現金収入

二、戸籍係

（戸籍）

1 戸籍謄抄本の発行閲覧

2 出生、死亡、死産、婚姻養子縁組、離婚、離縁、失踪、後見人、親権人選定認知、入籍、分籍、氏名変更、復氏転籍、就籍埋葬認許

3 身元証明、印鑑証明、居住証明、扶養、年令証明

（配給）

1 転入届、転出届、転居届

2 主要食糧購入通帳交付、人員異動

3 居住変更

4 火薬証明

◆農地関係事務は毎週月曜と金曜の二日間だけ本庁より出張して諸申請の受付等の事務を行います。

◆農業改良普及事務所は従前通り支所内に設けられております。

◆阿久根市立図書館三笠分館は、旧議事堂に設けられ書籍を取揃えております。

◆国民健康保険に関する全ての業務は市立脇本診療所に事務所を移転して、従来通りの事務を行つております。

海技従事者免状は五年毎に更新手続を

昭和二十六年十月十五日船舶職員法が改正され、海技免状の有効期間が以前は終生であつたのが五年毎に更新するようになり、有効期間満了前に更新試験手続をとらなければ現在もつている免状は無効となります更新期間中に手続をしなければ、新たに国家試験を受けなければなりませんから早目に手続をとつて下さい

有効期間

昭和二十六年十月十五日以後の新しい免状には有効期間が記載されてありますが、それ以前の免状は昭和二十六年十月十五日に同一の名称の資格で免許されたものとみなされますから、有効期間はその日から五年であり昭和三十一年十月十四日で満了となります。

免許更新申請期間

有効期間満了前一年以内から満了の日まで。

例えば昭和二十六年十月十五日に免許されたものは、昭和三十年十月十五日から昭和三十一年十月十四日までに更新手続をしなければなりません。

免許更新申請手続きの詳細については市商工水産課へお問合せ下さい。

監査公表第八号

随時監査結果公表

昭和30年10月14日15日の二日間に行つた随時監査の結果を次の通り公表します

阿久根市監査委員

三笠支所の監査結果

一、職員の配置と事務処理について
支所長以下十三名の職員で庶務及び戸籍の事務を行つている。
職員の配置等事務分掌については特別の意見もない。文書の処理、簿冊の整理は良好と認められた。

二、市税等の収納事務と公金保管について
1窓口で徴収した税金その他の諸収入は金庫に格納した後、一日又は二日おきに現金送付簿により収入役を経て市金庫に納付されている。然しながら脇本から阿久根までの現金携帯の方途については事故発生が憂慮されるので、何等かの対策を立てるべきであると認められた。
2市税滞納額の徴収は支所勤務の徴税吏員二名によつて行はれ又本庁からの出張徴収も行はれている市税出張命令簿を見ると徴収成績は概ね良好とは認められるが、市外出張において徴収の実績がないのがあるので、計画的な徴税を実施されることが望まれた。
3使用料手数料の徴収は良好である事が認められた

三、物品の出納保管について
備品台張の整理は良好であり現品との照合に異常はなかつたが、相当破損している椅子が散見されたので修理可能なものは修繕をなして保存命数の延長に努められたいものである。

四、営造物の維持管理について
先般の台風によつて庁舎の一部、倉庫の壁等が破損したまま放置されているが、市民の来所、外来者の訪問等に際し不快な気持を起させ又市の権威が失はれる因であると考へられるので、小破修理によつて経済上効率的な管理に留意されることが望まれる。

五、予算の執行について
本支所が管掌する才出予算の九月末までの支払状況は、過年度支出金及び昭和三十年度末払処理費とも九二%以上で何れも順調な執行率と認められるが
1消耗品費、印刷費、食糧費等の需用費において甚だ支払の遅延しているものがある。この債務は二十九年度以降本年四月九日までの間に支払義務の発生したものであるので債権者に迷惑をかけることのないよう速に支払を了すべきである。
2過年度支出の土木費道路費の補助金が総工事費に対し四割の率によつて交付されているが、旧三笠町の農道新設改良工事費の補助率は竣工後の査定において資材費を対照としたため区々ではあつたが、概ね総工事費に対する一割乃至二割の補助率であつたので、合併前の工事に対しては阿久根市の現行補助率（工事費の四割）を適用することは疑問であり、同一年度同一町における土木行政の均衡の面から一考を要する点であると認められた。

六市政滲透の状況
支所長の説明によると支所事務の範囲について地区住民がまだよく理解していないこと、市税収入の成績が低下しているとの事である支所事務の細部については市広報によつて具体的に説明して周知せしめることが市政滲透の効率的施策であると思考される。
尚市税収入低下の傾向は市財政上由々しき問題であり速にその原因を探究し、徴税技術の研究と相俟つてその実を挙げられることが要望されます。

国民健康保険事務の監査結果

保険係の行う主なる事務は診療報酬の支払、保険給付、保険税の賦課徴収、保健指導その他の庶務及び財務等である。
この外脇本と小瀬の二つの診療所を施設し施療とこれに附帯する事務を行つている。
職員は医師二名、事務従事者五名、看護婦三名、保健婦一名である。

◆国保の一般事務

一保険税について
保険税は地方税法に定められた標準割合で課税され本年度の課税総額は二、六〇七、四六〇円、最高一一、四二〇円、最低四三〇円、一人当平均税額は一、七四四円である。
1課税標準の基礎は正当であり年間の課税総額は個人別課税額の合計と一致し計数上違算のないことが認められた。
2保険税の収入は左の通りであり徴収率の振はざるは遺憾である（九月末日現在）

区分	年間調定額に対し	納期のきた税額に対し
現年度分	33.4%	44.0%
滞納繰越分	29.3%	29.3%
計	33.0%	42.5%

納期の到来した総額に対する徴収成績を昨年の同期に比較すれば、昨年度五五%本年度は四三%であり保険税の徴収成績の如何が事業の運営に及ぼす影響の大なるに鑑み、収入の確保上徴収について一段の努力を払うべきであると認められた

二保険の給付について
保険医からの療養費請求書の受付状況とその請求書が期日までに県に送付されているかどうかについて監査した結果は
1一部の保険医において数ヶ月分を一括請求してあり、これは毎月の分につき期日までに請求されるよう保険医に対し協力方を求められたいこと
2受付けられた療養費の請求書は、期日までに県に送られていることが認められた。
3十月十三日現在県の審査を終えた療養費の末払額は二四五、一八九円、この中開業医の分が一三、九九二円である。概ね円滑な支払状況であると認められた。
4審査終了前の請求に対し五〇%~八〇%の概算払を行つているが、地方自治法施行令の規定に照し適当でないので、審査を終えた時速かに支払を了するよう善処せられたい
5助産葬祭の給付額は僅に二〇〇円であるので、給付の円滑を図るため前渡金をうけて処理する事が適当であると認められた

◆直営診療所

一、経営の状況
九月末現在における収入八二一、三七八円、支出一一八六、〇二二円、差引三六三、六四四円の赤字である。
尚本診療所に勤務する三名の職員の人件費は事業勘定から支出されているので、実質的には赤字は増加していることになります。
勿論この結果は官庁会計の帳尻によつて集めた数字であり、これを以て断言するのは早計ではあり地方公共団体の事業は利益を生むためのものではないのであるが、少くとも独立採算を保持した経営を行うべく慎重考慮の要ありと認められた

二、診療収入一部負担金の収入状況
診療収入と一部負担金は診療所収入の根源をなすものであり、その事務取扱は最も適切に且つ正確に行はなければならないのでこの点について監査した結果は
1国保診療報酬について特別な意見もないが、念のために附言致したいことは、社会保険の初診療家族の半額負担は窓口においてその都度徴収されるよう、この上ともにその善処方を要望します。
2昭和三十年九月末日現在の一部負担金の滞納額は現年度分約一四四、〇〇〇円、滞納繰越分は実に三二六、〇〇〇円である速かに滞納金の整理を完了することが先決問題であり尚今後においては極力滞納金の未然防止を図り合法的な収入体制を確立する必要が痛感された
3保険外の薬代の実費は確実に収入されあるものと思考されます。然しながら高価薬であるので徴収金についてはその状況を明らかにしておくよう念のため要望します。
4窓口徴収の現金収受送達の状況は良好であると認められた。

三薬品の購入と保管の状況
1予算内で常に最低需要量を保持し施療に支障を来さないためには計画購入が必要と認められます。
薬品の代価は七月末日までの購入の分については支払済みであるが、その後の分については未整理のため不明であるのでその都度整理し常に未払金の把握に努められたいものである。
2購入した薬品は総て検収の上確実に保管されていることが認められた。
帳簿と現品について調査した結果二、三点不突合を生じたが、これは緊急出庫という例外的な場合の記帳洩れであつたと考へられた。

四、その他
備品台帳は近時整理されその出納は良好である。現品に異常なく器材の手入も良好であつた尚営造物の維持管理についても常に留意されあるものと認められた

×　×

（写真は上演中の光礁物語）

第二回文化祭盛大に開く

市文化協会主催の第二回文化祭は市内における文化活動を一まとめにするものとして各方面から大きな期待を寄せられていたが、11月27 28日の二日間、阿久根小学校講堂で華々しく開幕された。
会場は両日とも溢れるばかりの盛況を呈し、演劇、三曲合奏、茶音頭、舞踊、その他種々の催しに好評をはくした。
特に阿久根七不思議の一つ「光礁」にまつわる伝説を劇化した「光礁物語」は多大の感銘を与へ、地方演劇の新しい行方を示すものとして注目を浴びた。

婚禮に御利用下さい　市常備の衣裳道具を

市では生活改善の手はじめとして結婚の簡素化を呼びかけ、一生のうち殆んど着る機会のない衣裳や日常生活に用のない道具類の購入に要する莫大な冗費を少くするために、左のような衣裳、諸道具一式を用意し安い借料で貸出していますので御利用下さい。
借用希望の方は印かん持参の上市教育委員会へ申込み下さい。

借料、
振袖、白襦袢、赤襦袢
箱せこ、扇子、雌蝶雄蝶
白帯じめ、男女座布団
帯、衿、垂帯、草履
以上一揃　八〇〇円
座布団30　吸物椀40
菓子皿40　湯のみ30
茶卓30　白木三宝2
その他
右は借用希望の品によつてその都度話し合によつてきめるが最高二〇〇円となつている。

結婚シーズンによせて

22号台風の禍はあつたにせよ平年より豊作と云われ農家の方の顔にも久し振りにうれしさを隠しきれないものが伺はれる。
出尽した財布の底も稲刈り芋取りと共に日増しに潤を増し、今迄我慢していたものが欲しくなる頃だ。
取入れ後は何かと行事が多くなるがその中で最大のものは結婚式だろう。年頃の息子や娘をもつ親の悩みは一通りでない。
こゝで一寸考へてみよう。嫁取り、嫁やりが非常な親の負担になつていないだろうか、子を思う親心は我身は石にかじりつこうとも一生一度の我子の結婚式にと惜し気もなく莫大な費用をかける心情は分るが、結婚するのは誰か。家と家か、人と人か、新しく門出する二人を中心に考へている親が何人いるだろうか。
どこかで見た漫画に、結婚式当日の息子は嫁の来るのが待ち遠しく、母親は花嫁よりお輿入れの荷が馬車に積まれて来るか、トラックに積まれて来るかと周囲の人に気をもんでいる絵を見たが、結婚は人と人との結び合いという事を忘れていることの様な母親を時々みかける。世間への見栄にしばられている姿がまだまだ多い。新しい一家庭が生れる為には、社会人として結婚式というものを通して社会に認めてもらう形式を一応とらねばならないだろうがしかし余りにも世間や今迄の習慣にしばられてはいないだろうか。
既に健全な人々の間では新夫婦合意の新しい形のものが生れつゝある。阿久根市が新しく発展してゆく為には、身近な結婚様式一つの考へ方が変るだけでも大きな飛躍といえる。
古い殻を誰が破るのか他人がしてくれるのではない一人一人の自覚によつてはじめてなされると思う。

第四回市内中学校駅伝競走　鶴中が優勝

市学校体育連盟、市教育委員会共催の第四回市内中学校駅伝競走は、11月26日午前九時半、阿久根駅前スタートで火蓋を切り熱戦が展開されたが、鶴中が昨年に引続き連続優勝した。

コース
阿久根駅前ー西目ー大川ー尾崎ー山下ー鶴川内ー田代ー折多ー搗之浦（折返し）ー阿久根駅前

区間　十三区　五三粁

成績
一位　鶴川内中　3時間15分20秒
二位　阿久根中（A組）　3時間16分28秒
三位　阿久根中（B組）
四位　大川中（A組）
五位　三笠中
六位　田代中
七位　大川中（B組）

特に本年は南日本新聞社から立派な優勝旗が寄贈されて例年にない盛大さであつた。
尚来る十二月二十六日に行はれる県下中学校駅伝競争大会に市代表として鶴川内中学校が出場する。

（写真は駅前をスタートする選手）

建築工事の着手除却には必ず届出がいる

建築基準法により建物を建築するときは、都市計画区域の内外を問はず確認除外区域であつても工事に着手する前には建築施工者（請負人、大工等）が着手届を建築物を除却したときはその除却工事を施行した者が知事に届出をしなければなりません。
これは県内の建築物の動きを統計し災害、滅失等とあわせてその状態を知り、公営住宅、公庫住宅などの割当の資料となるものです。
もしこの届出をおこたつたり、虚偽の届出をしたものは罰則を受けることになつており、今般県土木部長より必ず届出を厳守するよう公示されたので違反のないよう願います。

十二月分配給のお知らせ！

十二月分のお米の配給割合が次のようにきまりましたのでお知らせいたします
内地米　八日分
準内地米　三日分
外米　四日分
希望配給（内地米）　三日分

水道だより

脇本地区簡易水道の水源調査を実施

脇本、馬場附近一帯の市民から簡易水道の設置について強く要望されていたところ、水源として脇本郵便局の古井戸跡を適地と認め、近く試堀を行いその水量水質の調査並びに地域一帯の測量を実施することになつた。

あとがき

選挙だ、合併だ、台風が来たと、まごまごしているうちに本年もあと一月たらず。
月々の市政の姿をお知らせする為に努めているが、新聞は雑誌と違つて性質上記事が固くなり、面白味がないので結局親しみがなくなり勝である。そこで本号からこころみとして題字を「市報あくね」と改めカット、印刷を模様替へし、少しでも感じを明るくして紙面にも変化をもたせ、みなさんに親しみを深めていただくために、発行が遅れたのでおゆるしを乞う。　広報係

市報あくね

発行所　阿久根市役所
発行人　阿久根市長
編集　調査課
TEL (代表) 140

年末年始の簡素化を

新しい生活様式へ

飲酒は夜九時まで　門松には枝松を!!

市の新生活運動推進委員会では今年もまた年末年始の生活を簡素にし、無駄をはぶいて明るい地についたお正月を迎えましょう!!と12月8日中央公民館において、婦人会、青年団幹部、各関係者を招いて前年度の反省を行い、今こそ一家団欒の合理的な年末年始を送るために、申し合せ事項として左の十二項目をきめ、一般に強く呼びかけることになりました。

年末年始の生活簡素化は年々強力に推し進められ、昨年あたりから乱酒する者や、門松の大きさを誇る者もなくなり行事が身について来たようです。しかし地域社会における年末年始の真の合理化は、たゞ単に門松を枝松にするとか、飲酒を夜九時まで制限するとか歳暮の贈答をやめようとかの形式的なものから内容の合理化、充実したものへと改められなければ、表面だけのかけ声だけに終り、一時的のものとなってしまいます。

正月は生活の区切りとして永い間の国民的習慣であり、一朝一夕に廃止されるものではありません。そこでこれまでの年始廻りを止めようという代りに、年始は部落公民館で皆んなでなごやかに!!子供の晴衣の代りに通学服を!!虚礼や乱酒はやめて家庭で楽しめるものを!!と因習や形式を脱して内容のあるもの、合理的なものへと新時代の生活様式に改めてこそ、本当の生活改善が行われます。

今年は全国的に豊作ブームと言れていますが、当市では二十二号台風の被害や甘藷の安値に加えて漁業不振のために、反対に苦しい年であります。終戦直後の苦しい生活にも耐えてきた私どもは、ぜいたくな心を引締め華美を慎しみ、生活の行過ぎを改めましょう。

本運動が単なる年中行事に終る事のない様皆様の積極的御協力をお願いします

申し合せ事項

1、日の丸の旗をかゝげましょう。
2、緑の山を守るために門松は枝松を使いましょう
3、贈答品の形式的な儀礼はやめましょう。
4、年始廻りの挨拶は玄関口ですませましょう。
5、婦人も年始会には是非参加いたしましょう。
6、赤ちやんの弓矢、ハゴイタを廃して御祝には二十円程度を贈りましょう
7、夜の飲酒は九時のサイレン迄でやめましょう。
8、盃のやりとりはやめましょう。
9、兄弟親戚講は持ちよりで致しましょう。
10、接待料理は簡素に致しましょう。
11、市内の年賀状はやめましょう。
12、正月は一家団欒でいたしましょう。

市役所

御用納め二十八日

市役所では28日正午まで一般事務をとり、午後は清掃、整備をすませて御用納めとし29日から3日まで休みます。但し緊急な御用のある方は当直がおりますから何時でも御来庁下さい。

御用始め一月四日

父兄の監護が大切

冬休中の児童生徒の生活指導

冬休みといえば、年末から年始にかけて、大人も子供もあわただしい毎日を送ることになるのでありますが、このために児童の生活に落ち着きを失い、加えて保護者も多忙にまぎれて児童の監護に欠げる結果悪い遊びをする児童が多くなり、不良化する者火あそびして火災を起す者等その例が多いので、このような事件をなくするために、家庭で次のようなことを守り又一般の方々も御協力を願います。

★家庭内での心がけ

イ、生活が変則的になりがちであるので、今までの生活を著しく変えないよう注意すること。喰べ過ぎ、夜ふかし、わがまま等放従な生活にならないよう。

ロ、酒席を設けるときは、ひわいな言動は厳に慎むこと。

ハ、特に父親は多忙な毎日を送ることと思われるが少くとも一日一食は家族と共にして一家団らんすること。

ニ、小使銭は無駄使いにならないよう適当な指導を行うこと。正月はお年玉等相当多額の小使銭が児童の手に渡るので、例えば貯金させるとか或は一部を気の毒なお友達に贈るなど配慮させましょう。

★家庭外での心がけ

イ、盛り場には必ず保護者が附き添うこと。

ロ、映画、芝居等は学校或は教育委員会等で推せんしているものに止めませう。

ハ、正月興行のサーカス、見せもの等は児童に刺戟するものが多いので、見物に当っては充分注意を払うこと。

ニ、不健全な娯楽場等に児童を同伴しないこと。

ホ、青少年の集会は青少年らしい純朴さが望ましい集会が野卑な言動のための集会になり、このために不良化し、又飲酒、喫煙の稽古場所になっている例もある。

工業調査に御協力下さい

12月31日現在で全国一齊に

工業調査は毎年行はれるもので、全国の工業の実態を明らかにすることを目的としています。

調査によって明らかになった結果は、工業統計表として公刊されます。これによって吾が国の工業の実態が数字的に明らかになり、国の諸施策上の資料ともなり或は民間の実務上または学者の研究上の資料としても利用されるものです。

いつの統計調査でもそうでありますが、この調査による個々の内容はすべて秘密とされ、前述のような目的以外には絶対に使用されませんから正確に申告して下さい。

調査の対象となった事業所の申告義務者が申告を拒んだり、うその申告をしたりすると統計法によって罰せられます。一つ一つの小さな間違いでも集計された結果は不正確なものとなりその目的に反することになりますので、申告義務者各位の御協力をお願いして止みません。

調査の時期及方法

一、昭和30年12月25日から1月15日までの間

二、調査の方法

統計調査に用いる日本標準産業分類中の製造業に該当する事業所

1　甲調査
従業員四名以上

2　乙調査
従業員三名以下

について通商産業大臣の定める工業調査票によって各事業主が自計申告することになっている。申告については調査員が事業所を訪問して指導し、協力することになっている。

昭和30年 市政の歩み

笠山の頂上から眺める黒之瀬戸の急流、鹿の住む絵のような大島の美観、自然の観光美と風土に恵まれた延々35粁の海岸線に連なる私達の郷土、新しい阿久根市は時代の要請に応えて歴史に一頁を劃し、誕生して早や八ヶ月余り。

合併の想い出を残してしづかに暮れ行く昭和三十年を回顧し、着々と建設計画の達成に巨歩を進めた新市政の実績を辿り、発展途上にある市の今後に構想と決意を新たにし、市民皆様の御協力を得て来年は更によりよき市政の伸展を期したいと思います。

1月

市消防出初式（8日）
成人式挙行（15日）
第一回臨時市議会（14日）
三笠町合併説明会の日程決る。
小作料査定の土地調査

2月

第二回臨時市議会（14日）
町村合併問題審議
文旦苗六〇〇〇本を配布
重成知事優良小組合園田部落を視察
部落公民館長会開催
商工水産振興促進協議会
衆議院議員総選挙（27日）

3月

第三回臨時市議会で三笠町の編入合併を議決
第一回定例市議会（22日～31日）
30年度暫定予算、29年度最終追加更正予算決る
合併促進協議会（24日）で合併期日、4月10日に決る
鈴木段、黒越溜池、山下金石堤塘、榎木坂井堰、脇本水路等完工
大島船着場完成
木造市営住宅竣工（浮五戸赤瀬川六戸、間処四戸）
鶴中校舎二教室竣工

4月

阿久根市文化協会発足
三笠町合併（10日）
折多土地改良、佐浮農道事業継続実施
知事、県会議員選挙（23日）
市長、市会議員選挙（30日）（松田市長再選）

5月

改選後の初議会（議長牧内甚吉、副議長浜上信久）
市漁協自営製氷工場完成
市綜合授与式（21日）
西目飛松の大火で四戸全焼
市立図書館発足
第七回臨時市議会（市助役に中村豊治議員）

6月

三十年度第二回定例市議会（6日）本予算決る
教科書展示会開く
波留間処に市営鉄筋アパート竣工（二階建四戸分）

7月

阿小鉄筋校舎継続工事完成
米穀予約売渡説明会
大島道路災害復旧工事成る
大島キャンプ村、各海水浴場開き（20日）
阿久根海岸築磯工事完了

8月

合併祝賀会（2日3日）
農地の一斉調査
市役所機構改革、人事異動
農談会（夏作肥培管理）
市陸上競技大会
県下観光写真コンクール

9月

夏休み作品展開催
第三回定例市議会（14日）
追加予算など15議案議決
脇本地区に日本脳炎患者一名発生
基本選挙人名簿作成
市主催畜産総合品評会
市青少年補導連絡協議会結成
市有林入札
被保護世帯全国一斉調査
九州地区ヌード写真競写会
櫨線、大川長迫線、波留諏訪線完成

10月

国勢調査（人口四一一八〇）
厚生省主催結核の実態調査
山下小学校の保健室竣工
農談会（秋冬作付計画）
黒之浜漁協築磯工事完成
田島橋、黒之上橋、弓木野徳ケ山橋、筒田橋完工
阿久根海岸護岸、川畑道路の災害復旧成る
山仁田西線、内田暗渠改築工事完成
茶円ケ段大平地区電気導入落成式
阿久根、脇本肥育牛品評会
市自動車車庫（二階会議室）竣工
市自作農貯蓄組合を結成
黒之浜簡易水道工事に着工

11月

計量器の定期検査
脇本地区家屋評価完了
市有財産調査
大下前田橋梁完工
阿久根農業高校大火
自作農維持資金融資の第一回申請
出水郡社会福祉協議大会
第二回文化祭開催
健康博覧会（於阿久根小）

12月

三十年産米出荷量指示
笠山市有林測量実施
農委選挙人名簿を作成
第十回県下観光連絡協議会
脇本地区課税台帳整理務了
観光特別委員会で大島に簡易宿泊所設置を決定。

明るい越年たすけあい運動

自 12月15日
至 1月15日

世の中には商店の賑やかな歳末大売出しにも着物一枚買ふ事も、餅一つをつく事さえも出来ずこの年の瀬を越すに越されない気の毒な境遇の人々が沢山おります。

22号台風火災等による罹災者母子家庭留守家族、引揚者等々……

特に名瀬市の大火による罹災者に対してもこの運動を通じて救援の手を差しのべましよう。

実施要領＝現金、衣料、お米、受付＝市福祉事務所

実施主体＝阿久根市市社会福祉協議会　市教育委員会

御報告

市民各位の御理解と市婦人会並びに地区役員の御協力により30年度共同募金も目標額を完遂しその配分金が戴けましたので、市内困窮家庭小中学児童の修学旅行費へ一部を補助しましたが残額を本運動の一環として困窮世帯児童へ正月の贈り物をすることにし、各小中学校長を通じて御配りできましたので、募金の御礼を兼ねて御報告致します。

市社会福祉協議会
市福祉事務所

正月用配給のお知らせ

年末年始の配給措置を次の通り実施いたします。

繰上げ配給

十二月末日現在において米穀の配給を受ける者に対して十二月分の基本配給の外に一月分基本配給のうち内地米二日分を十二月中に繰上げて配給するものとする。

正月餅用モチ米の配給

1、配給の対象
十二月末日現在において米穀の配給を受けているもの

2、配給量
受配者の年令別配給基準量の三日分

3、配給の方法
a. 特別加配として配給する。
b. 特配分はモチ米に限り粳米の代配は認めないモチ米を受配しない場合は配給辞退となる
c. 三日分の特配の外にモチ米を希望される方には、十二月分基本配給及び一月分繰上配給分の内地米とひきかえに三日分の範囲内でモチ米の受配が出来る。

(阿久根海岸の暮色)

『小作料』改正さる

今年度から実施

農地等級により基準価格を決定

小作料の統制は農地制度改革施行当初より現在に至るまで引続き実施されていますが、統制の目的はあくまで耕作農民の経営安定を図るためであり、賃借権の解約統制と共に絶対必要な措置ではありますが、現在の統制額は昭和二十五年に定められたもので、田畑を問わず一率に反当り六百円とされ、固定資産税は地目地価に応じて度々増額改訂された今日、現在の価格は余りにも少額且不合理であり、改正する必要があると認められて、本年九月二十一日農林省令にて農地法施行規則の一部が改正され、小作地の等級別小作料の基準が別表の通り新しく決定したのであります。

そこで農業委員会では十二月八日委員会を開き、さきに一筆毎に実施した小作地調査の結果により、農地等級をこの基準にはめ込んで新しい小作料の最高額を決定したのであります。

この新小作料は本年度から適用するので県知事の認可があり次第一般に公示することに致します。

小作料についてはこのように統制されていることは知りながらも、つい闇の小作料を請求したり支払つたりする例もあるようですが、これは農地法違反となり三年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処せられることになりますので、今後は農業委員会が定めた小作料の額の範囲で請求支払をするようにお願い致します。

新小作料基準表

農地等級	反当り 田	反当り 畑
	円	円
1 級	1,410	861
2 級	1,350	822
3 級	1,290	783
4 級	1,230	744
5 級	1,170	705
6 級	1,110	666
7 級	1,050	627
8 級	990	588
9 級	930	549
10 級	870	510
11 級	810	471
12 級	750	432
13 級	690	393
14 級	630	354
15 級	570	135

尾崎に早堀筍

貫当り700円の高値にホクホク

阿久根市の野菜の三大特産はタケノコとトイモガラとツワだと云つた人がある

四、五月～六月頃には街にも山にも一杯となり、朝夕の膳にも筍汁が繁昌する。

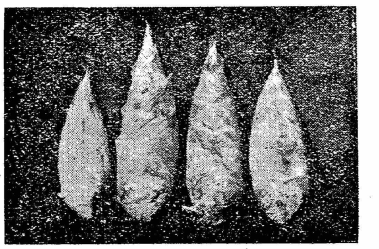

もと手がいらぬことから云われた言葉だろう。

ところでそのうち筍だけはこの頃は値段も只のように安い。

しかしちょつとした機転のきかし方で思はぬ金を手にしてホクホクしている人がある。これは市内尾崎の若松宗助さんや尾崎千代吉さん等である。

筍がまだ人の世に顔を出さない十二月初めに掘り取つて東京方面に送つている。今年も貫当り平均七〇〇円位の高値だつた。

市場でも十月から十一月に出るよう手入れしたら貫当り一〇〇〇円～二〇〇〇円もするそうだ。又阿久根ものは色つやのよい事と味のよい事で、市場でも人気があると、張りきつておられる。こうして早掘りにしたり加工の手をさしのべたら筍の食い過ぎで胃腸の弱ることもあるまい。

タケノコ生活などとあきらめず、頭は生きている間に使いたいものだ。

阿久根市の人口は

五年間にこうなつた

本年十月一日現在で行はれた国勢調査の結果は、十一月五日発行の広報で発表いたしましたが、これを昭和二十五年の国勢調査に比較し、五年間の市の人口動態を大字別に集計してみました。

市の人口は累年かなりの自然増加があるにかゞわらず一六四人の減少を示しているのは、人口流出市であり市外出稼者が多いためである。更に性別にみると男四七・八%、女五二・二%で女が男より一七七八人多い地域的には市街地が増加し農村地帯が減少している。尚各駐在区別その他詳細の公表は県の指示を待つて遂次お知らせいたします。

地域別の世帯、人口の動き

（国勢調査概数）

地域別＼区分	世帯数	昭和25年対世帯増減	人口 計	人口 男	人口 女	昭和25年対人口増減	女100に対し男の割	一世帯当り人口
合計	8,525	+ 346	41,180	19,701	21,479	− 164	91.7	4.8
波留	2,194	+ 226	10,299	4,921	5,378	+ 688	91.5	4.6
大川	1,560	− 22	7,132	3,329	3,803	− 308	87.5	4.5
西目	869	+ 7	4,090	1,993	2,097	− 245	95.0	4.7
山下	569	− 8	2,743	1,305	1,438	− 114	90.7	4.8
鶴川内	622	+ 42	2,992	1,477	1,515	− 40	97.4	4.8
赤瀬川	436	+ 32	2,072	1,011	1,061	+ 36	95.2	4.7
多田	173	+ 3	932	437	495	+ 20	88.2	5.3
折口	318	+ 19	1,649	777	872	+ 106	89.1	5.1
脇本	1,784	+ 47	9,271	4,451	4,820	− 307	92.3	5.1

西目地区に水道を延長

申請中の拡張工事認可さる

市では昭和二十八年末、水不足に悩んでいた西目佐潟地区民の要請により、当初簡易水道の設置をもくろみ調査の結果、適当な水量水質の水源がなく実現できなかつたそこで地区民の要望と併せて、現在水道を布設済みの潟地区から西目地区（佐潟高之口飛松大川島）の間が将来市街地として唯一の発展地であることを予想し、防火、観光、衛生的な面は勿論、同地区に盛んな甘藷の家庭工業である澱粉製造等の発展を助長するためにも、既設の配水管を延長布設するのが最良の方法であるという結論に達し、昭和二十九年二月厚生、建設両省に対しポンプ増設、既設配水管の延長布設等の上水道拡張工事を申請し、極力これが実現に努力した結果去る十一月二日本省より工事施行の認可を得たので、近く着工できるよう起債獲得その他の対策を急ぐことになつた。

事業計画としては、工事費約一、二〇〇万円、一期工事を佐潟地区、二期工事を高之口、飛松、大川島地区とし、工事期間は約二ケ年の予定。

現在の水源地に五〇馬力モーター一台を増設し取水する。

第二回文化祭によせて

短歌

大丸町　中村てる

あまりにもはらふにおしくくものすにやどれるつゆのたまのひかりを

高松町　田原実樹

この沢の芦の枯葉の一根ごと萠ゆる生命の色確かなり

阿久根測候所　高瀬敏

朝からにひくく舞いくるまなつるはひごとなれども見あきぬ吾れわ

高之口　岩崎春宵

何処なる国に消ゆべくゆく雲か岬の上にゆふあかねして

農業高等学校　横山常造

諸の葉の黄ばむ野路を行く時しすみたる空を田鶴鳴き渡る

琴平町赤瀬川ふじゑ

うらみたる心恥ぢつゝ対いいる秋の夕べのこけし人形

市役所　田口富子

明朝あたり初霜ならむ風絶えししんやの室にオリオン正し

田野澱粉　川崎進

川辺の峠ゆ見ゆる火の島はくれ日はつかに色かへし居り

阿久根療養所　岩元屋寿子

さま〴〵に思ひわずらふ夜あれど明るきことのみ夫にしたゝむ

定期監査公表

昭和三十年十一月七日、八日、十四日の三日間に行つた昭和三十年度第一次定期監査の結果は、別途掲示して公表したがその主なる結果意見は次の通りである。

阿久根市監査委員

公益質屋

一、昭和二十七年十二月公益質屋開設以来本年十月末日までの事業実績は上の表の通りで現在一〇五一名に一、五七〇、七五〇円の金額を貸していることになる。

区分	人員	口数	金額
貸付	2,832	4,900	4,028,300
弁済	1,781	2,987	2,457,550

しかしながら現在の貸付資金は一、四五〇、〇〇〇円であるので、その差額は利子収入を流用して貸付けていることになる。

1、利子収入を貸付資金に流用する事は極力避くべきである（前年度も指摘）

2、前年度に比し本年度は貸付人員、口数は増加しているが反対に弁済状況は低下しているのでしたがつて利子の収入状況も悪い。事業の効率的運営につき研究善処されたい

二、貸付について条例違反のものはなかつたが

1、貸付期限となるも利子のみ払込んで元金の返済のないものが多い。特に入質物が約三ケ年も固定されているものが四二名もあつたので、元金の回収について一層の努力が要請される。

2、貸付金額は質物の時価の五割以内と定めてあり（一口当り一世帯当りの限度についても制限がある）これにしたがつて貸付をなしているが、三ケ年も経過した衣類等については、現在の状況等に照し再検討の要があるものと思考される。

3、流失期限経過のものが一四七名もある。

公益質屋設置の目的が庶民階級への低金利子による一時金融が主目的であつてみれば、一面止むを得ない事情もあろうとは考えられるが、期限内に受質せしめるよう再三督促を行つて流失処分に至らせないよう留意する事が事務のきまりをつける上においても必要である現在流失期限到来の者に対する処分については慎重なる考慮と善処方が要望される。

市営山下農場

一、本農場設置の目的が収益を目論んだものでなく農家の関心を昂めるための農業奨励の施策であることは諒とするも、監査の立場上経営の合理化の為にする独立採算の状況について検討を加えた結果は次表の通りである。

年度別	収入	支出	差引損益
29年度決算	266,037	273,269	△ 7,232
30年度計画	311,280	250,500	60,780

1、昨年度は約七、〇〇〇円の赤字となつているが土地の借上料五三、〇〇〇円が余分な経費であり、もし市有地であつた場合は約四六、〇〇〇円の黒字といえる。

2、本年度農場に生産されている苗木等について実地監査をした結果昨年度に比し相当の成果を収め得るものと確信する。

二、本農場において生産された苗木等が市価より安価で分譲され、その他従来市が他町村に求めていた苗木等は、本年度より旧阿久根市の需要を補うことが出来、加えて本事業収入が市の一般財源にいくらか寄与すること等を考慮した場合、市営農場は誠に当を得たるものと思考される。

市有種豚

一、昭和二十八年度において英国より種豚を購入し市における優良豚の繁殖を計画されたのであるが精液使用者が割合少く、所期の目的を達成し得ない状況である。

1、精液使用豚数は昭和二十九年度三八頭、本年度四月から十月まで二五頭である。前年度使用の三八頭の中、受胎した数二一頭（五五%）なるも本事業の振はざる一因と思考される。

2、収支の状況を検討するに精液使用料の徴収額が飼育委託の経費にも足らざる状況であり、独立採算の保持については更に研究善処方が要望される

火葬場

一、本事業は多分に公共性を有するものであり、単に財政的見地よりして収支の均衡について批判すべきではないと考えられるが、その収入は維持費（人件費を除く）を僅かに上廻る程度である。

二、火葬場使用料は適法に徴収されている。

三、控室の畳が相当破損されているので、早期補修について善処されたいこと。又火葬場敷地の境界を明確にし財産管理の適正を期すべきであること

簡易屠場

一、昭和二十九年度及び本年度の事業実績は

○29年度（4月～3月）

屠殺畜数　三一〇

収入（屠場使用料）

一二四、三八〇円

経費

人件費四八、〇〇〇円

維持費一九、二六一円

計　六七、二六一円

○30年度（4月～10月）

屠殺畜数　二四五

収入（屠場使用料）

九九、七二〇円

経費

人件費二八、〇〇〇円

維持費一〇、五一〇円

計　三八、五一〇円

であり、なお前年度同期（4月～10月）に比較すれば、本年度は約二倍の使用率であり、本事業は益々良傾向にあると認められる。

二、現在簡易屠場であるためその利用について相当の制約がある。

前述の如く利用者は益々増加の傾向にあり本屠場としての施設要望があるとするならば本件に関しては執行者の慎重なる考慮と善処方が要望される

隔離病舎

単に備品についてのみ監査を行つたが保管員数に異常はない。しかしながら物品倉庫を見るに布団類から七輪に至るまで種々雑多の備品が一括蔵置されている。これは不適当なる保管方法であり、何等かの工夫をなして備品管理の適正を期すべきであると認められる。

編輯後記

年の瀬もおしせまり、一年のしめくゝり、新春への準備にあわたゞしい歳末風景が今年も亦師走の街に村に展開される。

市町合併の意義深い想出の年昭和三十年もあと数日でさようなら。

阿久根市広報も紙令82号に達し、市と市民のかけ橋としての役割を続けております。来年もまた御愛読の上御鞭撻の程よろしく御願いいたします。

本年最終号を贈るに当りまして市民皆様方の平素の御指導と御叱声を謝し、併せて御多幸の新春を迎えられますよう心からお祈り申上げます。

水道修繕の申込みは

電話三一二番へ

水道現場事務所に電話を新設致しました昼間（平日のみ）及び夜間は電話三一二番へ

日曜、祭日は従来通り

電話二三四番（水源地へ申込み下さい）

たばこは市内の店で買いましょう